

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に交付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成25年度決算による町の健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

健全化判断比率	区 分	H 2 5	H 2 4	早期健全化基準	財政再生基準
	実質赤字比率	—	—	15.00%	20.00%
	連結実質赤字比率	—	—	20.00%	30.00%
	実質公債費比率	11.2%	12.3%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	68.2%	90.0%	350.0%	(基準なし)
資金不足比率	区 分	H 2 5	H 2 4	経営健全化基準	備考
	水道特別会計	—	—	20.00%	法非適用
	公共下水道事業特別会計	—	—	20.00%	法非適用
	農業集落排水事業特別会計	—	—	20.00%	法非適用
	合併浄化槽事業特別会計	—	—	20.00%	法非適用

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」で表示しています。

※資金不足比率がない会計は「—（該当なし）」で表示しています。

町内会、常会、自治会や活動推進協議会などで コミュニティ活動をされているみなさんへ

こんなことで困っていませんか？

普段の地域活動で「声をかけても、集まりに参加してくれないんだよね～」とか「若い人が参加しなくてえ～」、「〇〇したいけど、やり方が分からないんだよね～」などなど・・・

そんな時に、ちょっと手にして、何かしらのヒントになればと秋田県と県内市町村で地域活動のヒント集を作成しました。

内容は、県内各地でみなさんと同じような問題を抱えている地域の仲間が、なんとか苦労しながらも工夫して取り組んでいるたくさんの事例をまとめたものとなっています。

★「コミュニティサポート窓口」を設置しました。

冊子のご要望がありましたらご連絡ください。
ご相談も受け付けます。

- ① 役場総務課 企画財政係
- ② 教育委員会 生涯学習係



【お問い合わせ先】 藤里町総務課 企画財政係 ☎ 79-2111